

令和2年度分の市民税・県民税の申告期限の延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和2年度分の市民税・県民税の申告期限を次のとおり延長します。

延長後の申告期限及び申告場所について（左表）

	従来	延長後
申告期限	3月16日（月）	4月16日（木）
申告場所（会場）	2月17日（月）～ 3月16日（月）の期間 市役所2階 大会議室 ※土・日・祝日は除く ※受付時間9：00～16：00	3月17日（火）～ 4月16日（木）の期間 市役所税務課（窓口⑨） ※土・日・祝日は除く ※受付時間8：30～17：15

申告期限延長にともなう市民税・県民税の課税への影響について

3月17日以降に確定申告書又は市民税・県民税の申告書を提出された方については、当初納税通知書に間に合わない場合があります。

この場合は、後日課税又は税額の変更を行い、通知書をお送りしますので、ご了承ください。

申告書の郵送での提出について

市民税・県民税の申告書は、郵送でも提出することができます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での提出を推奨いたします。郵送での提出方法の不明点については、左記問合せ先までご連絡ください。

※郵送での提出をご希望される方で、市民税・県民税の申告用紙をお持ちでない方は、左記問合せ先までご連絡ください。

問合せ先 税務課市民税係

（窓口⑨） ☎ 22218

3月29日（日）～4月3日（金）市民保健課市民係窓口の受付時間を延長します

3月下旬から4月初旬における窓口の混雑緩和のため、下記の6日間、市民保健課市民係窓口の受付時間延長・休日受付を行います。

※マイナンバーカードの交付も行います。

窓口延長時間

平日 17時15分～19時
日曜 8時30分～正午

業務内容

転入・転出・転居届、住民票、戸籍謄本、印鑑登録証明、マイナンバーカード関連手続、旅券交付

※旅券（パスポート）の申請手続はできません。

※国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、介護保険、子ども医療費助成制度、児童手当、小中学校児童・生徒の転出入などについては、通常業務時間内

（平日の8時30分～17時15分）に手続をお願いします。

問合せ先 市民保健課市民係

（窓口②） ☎ 22215

法律相談をご利用ください

市民の皆さまの様々な悩みへの解決の一助として、法律相談を実施しています。

相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

※相談は原則として予約制です。予約状況はお問い合わせください。

※電話による相談は行っておりません。

日時 毎月第2水曜日

9時30分～正午（30分/5件）

内容 相続、土地・建物の賃貸借、賠償、訴訟手続、その他日常の法律問題等

相談員 市顧問弁護士

場所 市役所会議室
直近の相談日

4月8日（水）、5月12日（水）
問合せ先 市民保健課市民係

（窓口②） ☎ 22215

下田市いきいきサポーターを募集します

市では、健康づくりの取組を一緒に進めていただくボラ

ンティア「下田市いきいきサポーター」を募集しています。対象 市内在住の方

※年齢、性別は問いません。

活動内容 特定健診・がん検診のPRや当日の協力、禁煙キャンペーンなどのPR、むし歯予防教室（幼稚園・保育所・認定こども園）の協力、ふれあい広場等での健康増進PR、講演会協力、講演会聴講等の自己学習

※可能な範囲でのサポートをお願いしています。

申込期限 4月20日（月）
申込・問合せ先

市民保健課健康づくり係

（窓口⑤） ☎ 22217

市税等の納め忘れはありませんか？

市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納め忘れはありませんか？

そのままにしておくと延滞金の加算や、滞納処分を受けることとなります。

特別な事情で納付が遅れている方はご相談ください。

問合せ先 税務課収納係

（窓口⑦） ☎ 22218